

福岡県公報

令和三年十二月十七日
第二百五十九号
増刊
①

目次

企業局

○福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程

(企業局管理課) ……………一

企業局

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月十七日

福岡県企業管理者 野田 和孝

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程(平成五年二月二十四日福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「及びうきは市内」を「、うきは市内、直方市内及び鞍手郡鞍手町内」に改める。

附則

この規程は、令和三年十二月二十日から施行する。